

岩手県選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する市町村の選挙管理委員会の指定する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設について、次のとおり指定し、及び指定を取り消した旨、報告があった。

平成24年3月21日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

- 1 市町村名 八幡平市
- 2 指定した施設の名称 八幡平市松尾コミュニティセンター
- 3 指定を取り消した施設の名称 八幡平市立西根地区市民センター、八幡平市大更体育館、八幡平市立就業改善センター、八幡平市松尾地区体育館